

令和7年度酒造業緊急支援事業費補助金実施要領

(通則)

第1条 酒造業緊急支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）及び令和7年度秋田県観光文化スポーツ部食のあきた推進課関係補助金等交付要綱（以下「要綱」という。）によるほか、この要領に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、原料米の価格高騰の影響を受ける清酒製造業者（清酒を製造する食品製造事業者をいう。）について、令和6年産県産原料米の仕入れ経費の高騰分に対し助成することにより、原料米の価格高騰の影響を緊急的に緩和することを目的とする。

(対象事業者)

第3条 この事業の対象は、次に掲げる全てに該当する清酒製造業者とする。ただし、別記に記載の事業を営む者を除く。

- (1) 清酒製造免許を有すること。
- (2) 県内に主たる拠点を有し、かつ県内において1年以上の事業実績があること。
- (3) 自社で清酒を製造していること。
- (4) 「原料米の安定確保」、「持続的な経営体制の構築」及び「県産酒の振興」に取り組んでいる、または取り組もうとしていること。
- (5) 次に掲げる欠格事項に該当しないこと。

ア 国税又は地方税の滞納があること。ただし課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く。

イ 県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っていること。ただし、債権者が認めた返済計画があるものを除く。

ウ 事業者及びその役員が、暴力団等の反社会的勢力であること。また、反社会的勢力と関係を有していること。

エ 本事業に関し不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足る相当の理由があること。

(補助対象事業)

第4条 補助対象経費は、令和6年産と令和5年産の県産原料米の仕入れ経費を比較した際の高騰分とする。

2 補助率及び補助額等は次のとおりとし、補助額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。また、国や市町村の同様の制度（補助金、委託費等）を併用し、その額を仕入れ経費の

高騰分の総額から減じた額が総額の2分の1以下となる場合は、減じた額を補助額の上限とする。

補助率	2分の1以内
補助対象品	令和6年9月から令和7年8月までに清酒の原料とするために購入した県産の酒造好適米及び加工用米とする。仕入れ数量の1俵未満の端数は切り捨てるものとする。
補助基準額	・酒造好適米 1俵あたり1,182円 ・加工用米 1俵あたり2,450円
補助額	仕入れ数量に補助基準額を乗して算定した額と仕入れ実績の総額のいずれか低い額とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、要綱第2条に定める補助金等交付申請書に、事業等実施計画書、収支予算書及びその他知事が必要と認める書類を添付して、知事に申請するものとする。また、交付申請書への記載及び提出をもって第3条の規定を満たしていると誓約したものとする。

2 なお、前項の事業等実施計画書は本要領様式第1号として定める。

3 本申請にあたっては、要綱第3条第2項の規定は適用しないものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条による申請があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内で補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をしたときは、要綱第4条に定める補助金等交付決定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

(補助金の額の確定等)

第7条 補助事業者は、要綱第6条に定める補助事業等実績報告書に、事業等実績書、収支精算書及びその他関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に基づく提出があった場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等により、交付すべき補助金の額を確定するとともに、確定した額と交付決定額に差異がある場合は、当該補助事業者はその旨を通知しなければならない。

3 知事は、補助事業者から前項により額を確定した後に、要綱第7条第1項に基づく補助金の請求があったときは、補助事業者に対し補助金を支払うものとする。

4 第1項の事業等実績書は、要綱様式第2号に基づき本要領に様式第1号として定める。

(協議)

第8条 補助事業者は、自らの責めに帰さない理由により補助事業計画の遂行に支障が生じた場合は、その取り扱いについて、知事と協議し、承認を受けなければならない。

(補助金の返還等)

第9条 知事は、財務規則及び要綱の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項に基づく交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要領の規定に違反したとき。
- (2) 交付決定の内容に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。
- (4) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後、3年以内に事業全体を中止又は廃止したとき。

(事業計画の変更)

第10条 やむを得ない事情により交付決定を受けた事業計画について変更しようとするときは、要綱第3条第1項第2号に基づき、知事の承認を受けなければならない。ただし、要綱別表第2に掲げる軽微な変更を除く。

- 2 知事は、前項の承認に当たり必要があると認めるときは、変更後の事業計画にかかる経費や内容が確認できる書類の提出を求めることができる。

(補助事業の承継)

第11条 合併、譲渡、相続その他の事由により、補助事業者から事業を承継した者は、承継後も補助事業を継続して行う場合、第6条第2項の通知に基づく補助事業者として当該事業を承継することができる。

- 2 前項の規定により、補助事業の承継を受けようとする者は、事業を承継した日から起算して30日を経過する日までに承継申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、承継申請書の提出があった時には、その内容を審査する。
- 4 補助事業の承継の承認は、承継承認通知書(様式第3号)によるものとする。
- 5 知事は、前項の承認をする場合において、事業の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(事業実施状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から3年間、毎会計年度終了後速やかに当該補助事業に係る過去1年間の事業実施状況等について、事業実施状況報告書(様式第4号)により、決算関係書類及びその他の書類を添えて知事に報告しなければならない。

(帳簿等の整備、保存の義務)

第13条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿等を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類(見積書、発注書、契約書、請書、納品書、請求書、支払指図書、領収書等債務の発生事実及び支払いに当たって作成又は取得した一切の書類)を整理して保管しなければならない。なお、

これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業が完了した日の属する県の会計年度終了後5年間保存するものとし、知事の求めがあった場合においてはその内容を開示しなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第14条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書への記載及び提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年7月24日から施行する。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- （１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２）暴力団員（暴力団対策法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３）暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であつて、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- （４）暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- （５）総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （６）社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- （７）特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- （８）前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - ア 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること。
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること。
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること。
 - エ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること。
 - オ その他前各号に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること。

別記（第４条関係）

１ 以下のサービス業

- （１）風俗営業・性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和２３年７月１０日、法律第１２２号）により規制の対象となるもの。
- （２）競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類８０３に含まれるもの。）
- （３）場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類８０９６に含まれるもの。）
- （４）興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類７２９１に含まれるもの。）
- （５）集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。）
- （６）易断所、観相業、相場案内業（細分類７９９９に含まれるもの。）
- （７）宗教（中分類９４に含まれるもの。）
- （８）政治・経済・文化団体（中分類９３に含まれるもの。）